

令和 8 年第 1 回明石市上下水道事業経営審議会資料
2 0 2 6 年（ 令 和 8 年 ） 7 月 2 1 日
上 下 水 道 局 営 業 課 給 水 係

給水装置工事関連の水道条例の改正について

水道条例には水道料金のほか、給水装置（宅内の給水管や蛇口等）の工事についても規定されていますが、このたびの水道料金の改定にあわせ、給水装置工事関連 2 点について改正しようとするものです。

1 災害時等における給水装置の修繕工事の施行

(1) 背景及び改正内容

給水装置の工事施工は、各水道事業者の条例に基づき指定を受けた給水装置工事事業者であることを条件としていますが、令和 6 年の能登半島地震では地元の工事事業者が足らず復旧が遅れたことから、国の通知に従い、災害時等においては他の水道事業者の指定を受けた工事事業者による工事も可能としようとするものです。

(2) 施行期日

公布の日

2 設計審査及び工事検査手数料の改正

(1) 背景

建物の新築や増改築に伴う給水装置の新設・増設・改造工事は、工事事業者が事前に工事申し込局の審査・完了検査を実施していますが、この設計審査及び工事検査手数料は、最終改定が昭和 57 年 1 月で他市との金額の乖離が大きくなっています。（次頁の 3 を参照）

そのため、最終改定以降 43 年間の物価及び人件費の上昇を考慮し、また近隣市町との均衡を図るため、金額の改定を行おうとするものです。

(2) 改正案（第 30 条第 1 項第 1 号関係）

（口径）	25mm以下	40mm	50mm	75mm	100mm以上
現行	2,000円	4,000円	4,000円	8,000円	8,000円
改正	5,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円
差	3,000円	6,000円	6,000円	12,000円	12,000円

(3) 効果額

10,000 千円の収入増（概算）（令和 7 年度実績 6,686,400 円）

(4) 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

3 参考

(1) 設計審査及び工事検査手数料の県内市町の状況 (現行)

(口径)	25mm以下	40mm	50mm	75mm	100mm以上	備考
明石市	2,000円	4,000円	4,000円	8,000円	8,000円	
神戸市	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	
加古川市	5,000円	9,000円	9,000円	20,000円	20,000円	
稲美町	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
播磨町	6,000円	6,000円	14,000円	14,000円	14,000円	
尼崎市	3,060円	13,410円	13,410円	13,410円	27,000円	
西宮市	8,000円	12,000円	12,000円	19,000円	19,000円	
芦屋市	10,000円	30,100円	56,900円	56,900円	56,900円	
宝塚市	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	
高砂市	4,000円	8,000円	8,000円	16,000円	16,000円	
姫路市	2,100円	11,000円	11,000円	21,000円	21,000円	

県内平均	6,461円	8,949円	11,445円	14,266円	14,734円	
明石市順位	27位/29位	25位/29位	25位/29位	22位/29位	22位/29位	

(改正後)

(口径)	25mm以下	40mm	50mm	75mm	100mm以上	備考
明石市	5,000円	10,000円	10,000円	20,000円	20,000円	

明石市順位	12位/29位	10位/29位	13位/29位	5位/29位	6位/29位	
-------	---------	---------	---------	--------	--------	--